

第33回

定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日▶2025年3月31日

開催日時 2025年6月26日（木曜日）
午前10時

開催場所 群馬県太田市浜町10-53
株式会社早稲田学習研究会 統括本部
5階 大ホール

決議事項

- 第1号議案
定款一部変更の件
- 第2号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第3号議案
監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

- 第33回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告書

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権行使することができますので
2025年6月25日（水曜日）午後7時まで
に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会資料の電子提供制度施行について】

電子提供制度の施行に伴い、招集通知等の株主総会資料は、当社ホームページに掲載して提供しております。なお、当社は書面でも議決権を有する全ての株主さまに送付しております。

株式会社早稲田学習研究会

証券コード 5869

証券コード 5869
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株主各位

東京都中央区京橋一丁目6番11号

株式会社早稲田学習研究会

代表取締役
社長 佐藤 誉

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.wasedazemi.com/ja/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」に従って2025年6月25日（水曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県太田市浜町10-53 当社統括本部5階 大ホール
3. 株主総会の目的事項

報告事項 第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

### 事前ご連絡のお願い

◎株主総会会場の準備のためご来場者数を事前に把握したく、当日ご来場いただける方は、2025年6月23日（月曜日）午後7時までに、下記記載のインターネット上の当社ウェブサイト専用ページへの登録にご協力お願い申しあげます。

当社ウェブサイト専用ページ

<https://forms.gle/ZoAe58KmyKUhhb4z9>



# 議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される方



株主総会開催日時  
2025年6月26日  
(木曜日)午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

## 株主総会にご出席されない方

### ▶ 郵送



行 使 期 限  
2025年6月25日  
(水曜日)午後7時  
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ▶ インターネット



行 使 期 限  
2025年6月25日  
(水曜日)午後7時  
行使分まで

当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください

- ~~~~~
- ◎ 受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 法令および当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、本招集ご通知1頁記載のウェブサイトに掲載しておりますので、株主さまへご送付している書面には記載しておりません。したがって、株主さまへご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象書類の一部であります。  
①株主資本等変動計算書 ②計算書類の個別注記表
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各掲載ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

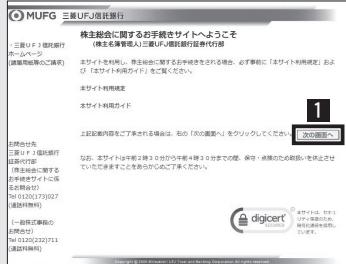


## インターネットによる行使方法

2025年6月25日（水曜日）午後7時行使分まで

### ■ パソコンによる方法

#### 1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufg.jp/>)



1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

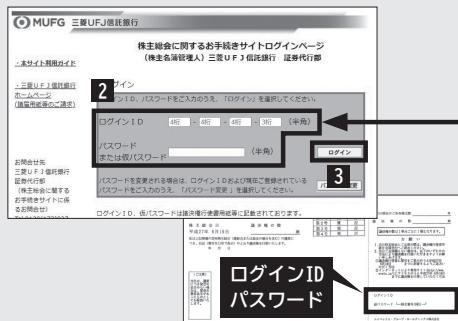
#### ● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分では取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関する  
お問い合わせ



#### 2 ログインする



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」  
および「仮パスワード」を入力

(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」  
をご通知します。)

- 3 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従つてご入力ください。

#### ● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

#### ● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

## ■ スマートフォンによる方法



「ログイン用 QR コード」を読み取っていただくことで、「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る

2 議決権行使方法を選択

3 各議案の賛否を選択

### 議決権行使書副票（右側）



見  
る

見  
る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って行使完了です。

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。  
QRコードでのログインができない場合には、前頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりましたが、当社の予算編成や業績管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更いたします。これに伴い、定款第36条及び第38条に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第34期事業年度は、2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年</u>とする。</p> <p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、<u>毎年9月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>附則1<br/>この定款は、<u>2023年8月15日</u>から施行する。</p> <p>附則2<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>条文省略</p> | <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、<u>毎年6月1日から翌年5月31日までの1年</u>とする。</p> <p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年5月31日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、<u>毎年11月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>附則1<br/>この定款は、<u>2025年6月26日</u>から施行する。</p> <p>附則2<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>現行どおり</p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>附則 3</u><br/>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する<br/>経過措置)<br/>第36条（事業年度）の規定にかかわらず、当会<br/>社の第34期事業年度は、2025年4月1日から2026<br/>年5月31日までとする。</p> <p><u>2 本条は第34期事業年度に関する定時株主総会終<br/>結の時をもって、これを削除する。</u></p> |
| (新 設)   | <p><u>附則 4</u><br/>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する<br/>経過措置)<br/>第38条（剰余金の配当の基準日）は、第34期事<br/>業年度については、変更後の定款を適用する。</p> <p><u>2 本条は第34期事業年度の期末配当の効力発生<br/>をもって、これを削除する。</u></p>                           |

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件**

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の再任及び2名の新任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 現在の当社における地位 | 取締役会出席状況           |
|-------|--------------------|-------------|--------------------|
| 1     | よしはら としお<br>吉原 俊夫  | 再任          | 代表取締役会長<br>18回／18回 |
| 2     | さとう ほまれ<br>佐藤 誉    | 再任          | 代表取締役社長<br>18回／18回 |
| 3     | やなぎさわ たけし<br>柳澤 武志 | 再任          | 取締役<br>18回／18回     |
| 4     | まつお ゆき<br>松尾 有希    | 再任          | 取締役<br>18回／18回     |
| 5     | やまざき はるや<br>山崎 晴也  | 再任          | 取締役<br>18回／18回     |
| 6     | きむら たかゆき<br>木村 貴之  | 新任          | 人材開発部兼教務部長<br>—    |
| 7     | うえだ のぶひろ<br>植田 伸広  | 新任          | 運営企画部長<br>—        |
| 8     | かわしま わたる<br>川島 渉   | 再社外独立       | 社外取締役<br>14回／14回   |

川島渉氏は、当事業年度に開催された取締役会18回のうち当人の在任期間中に開催された14回全てに出席しました。

## 取締役候補者

| 候補者番号         | 氏　　名<br>(生年月日)                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                   | 所有する当社の普通株式数 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1             | よし　はら　とし　お<br>吉 原 俊 夫<br>(1949年6月20日生)<br>(再任)                                                                                                           | 1987年4月 早稲田家庭教師センターを群馬県太田市にて創業<br>1990年6月 (株)ワセダを設立<br>1993年1月 (株)早稲田学習研究会を設立、代表取締役社長<br>2002年4月 当社代表取締役会長兼社長<br>2023年6月 当社代表取締役会長（現任）                         | 1,754,150株   |
| 【取締役候補者とした理由】 |                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                |              |
|               | 同氏は、当社創業者として当社の事業基盤を築き上げ当社の成長を牽引してきました。同氏のこれまでの経験に培われた幅広い知見は、今後の当社の持続的な成長及び後進の育成のために必要であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                       |                                                                                                                                                                |              |
| 2             | さ　　とう　ほまれ<br>佐 藤 誉<br>(1977年5月19日生)<br>(再任)                                                                                                              | 2000年4月 当社入社<br>2020年4月 当社太田校塾長<br>2022年4月 当社取締役<br>2023年6月 当社常務取締役<br>2025年1月 当社代表取締役社長（現任）                                                                   | 3,308株       |
| 【取締役候補者とした理由】 |                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                |              |
|               | 同氏は、2000年に当社に入社して以来、長年に渡り事業運営に携わり、当社事業における豊富な経験と知見を有しております。本年1月より代表取締役社長に就任しリーダーシップを発揮し会社を牽引してまいりました。今後も当社の発展と企業価値向上に寄与すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                |              |
| 3             | やなぎ　さわ　たけ　し<br>柳 澤 武 志<br>(1980年4月22日生)<br>(再任)                                                                                                          | 2003年4月 (株)明治スポーツプラザ入社<br>2005年10月 当社入社<br>2016年4月 当社大宮校塾長<br>2017年4月 当社常務取締役<br>2019年4月 当社専務取締役<br>2019年9月 当社取締役理事長<br>2023年6月 当社代表取締役社長<br>2025年1月 当社取締役（現任） | 3,935株       |
| 【取締役候補者とした理由】 |                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                |              |
|               | 同氏は、2005年に当社に入社して以来、長年に渡り事業運営に携わり、当社事業における豊富な経験と知見を有しております。同氏のこれまでの幅広い経験と実績をもとに、拠点戦略の推進により当社の更なる発展に貢献していくと考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。                 |                                                                                                                                                                |              |

| 候補者番号                                                                                                                                            | 氏　　名<br>(生年月日)                                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況) |                                        | 所有する当社の普通株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------|--------------|
| 4                                                                                                                                                | まつ　お　ゆ　き<br>松　尾　有　希<br>(1985年4月6日生)<br>(再任)       | 2016年12月                     | 弁護士登録                                  | 1,711株       |
|                                                                                                                                                  |                                                   | 2017年1月                      | 森・濱田松本法律事務所入所                          |              |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、大手法律事務所での経験を含め高度な法務に関する知見と知識を有しております。法務担当役員として当社の業務執行に参画し、職務の適切な遂行に寄与すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。                      |                                                   |                              |                                        |              |
| 5                                                                                                                                                | やま　さき　はる　や<br>山　崎　晴　也<br>(1971年4月19日生)<br>(再任)    | 1995年4月                      | ㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行                  | 2,011株       |
|                                                                                                                                                  |                                                   | 2000年6月                      | 日本ドレーカ・ビーム・モリン㈱（現 パーソルキャリアコンサルティング㈱）入社 |              |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、金融機関や複数の会社での管理部門での経験などから、財務及び経営管理に関する知見と高度な知識を有しております。管理部門担当役員として当社の業務執行に参画し、職務の適切な遂行に寄与すると考えられることから、引き続き選任をお願いするものであります。   |                                                   |                              |                                        |              |
| 6                                                                                                                                                | き　む　ら　た　か　ゆ　き<br>木　村　貴　之<br>(1978年1月27日生)<br>(新任) | 2001年4月                      | 当社入社                                   | 0株           |
|                                                                                                                                                  |                                                   | 2015年4月                      | 当社太田校塾長                                |              |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、2001年に当社に入社、複数の拠点長や教材開発の責任者を歴任するなど、長年に渡り事業運営に携わってきました。これまでの運営・教務における豊富な経験と知見を活かし、当社の事業推進及び企業価値向上に貢献できると期待し、選任をお願いするものであります。 |                                                   |                              |                                        |              |

| 候補者番号                                                                                                                                                              | 氏　　名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の普通株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 7                                                                                                                                                                  | 植　田　伸　広<br>(1984年9月21日生)<br>(新任)               | 2007年4月 (株)ベンチャーバンク入社<br>2012年12月 当社入社<br>2021年12月 当社桶川北本校塾長<br>2023年5月 当社上尾校塾長<br>2025年4月 当社運営企画部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0株           |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、2012年に当社に入社、複数の拠点長やファースト個別部門の責任者を歴任するなど、長年に渡り事業運営に携わってきました。これまでの現場運営・管理における豊富な経験と知見を活かし、当社の事業推進及び企業価値向上に貢献できると期待し、選任をお願いするものであります。            |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |
| 8                                                                                                                                                                  | 川　島　渉<br>(1972年6月23日生)<br>(再任)<br>(社外)<br>(独立) | 1996年8月 TAC(株)入社<br>1998年10月 宇野紘一税理士事務所（現KPMG税理士法人）入所<br>2000年4月 公認会計士登録<br>2000年10月 山田＆パートナーズ会計事務所（現税理士法人山田＆パートナーズ）入所<br>2006年1月 川島公認会計士事務所 代表（現任）<br>2007年6月 スクエア・コンサルティング(株) 代表取締役（現任）<br>2008年4月 プラマイゼロ(株) 監査役<br>2013年1月 税理士登録<br>2014年6月 (株)ソフィアホールディングス 社外監査役<br>2014年8月 (株)フォルム画廊 監査役（現任）<br>2023年3月 情報技術開発(株) 社外取締役（現任）<br>2024年6月 当社社外取締役（現任）<br>2024年8月 (株)稻毛自動車教習所 監査役（現任） | 0株           |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し複数の会社で社外役員を歴任するなど、会計及び税務に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。その知見を活かし当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |

- (注) 1. 吉原俊夫氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
2. 社外取締役候補者である川島涉氏は、現に当社の社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社と川島涉氏との間では責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
5. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案をご容認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 社外取締役候補者の川島涉氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしましたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の普通株式数 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 尾 中 直 也<br>(1975年8月26日生)<br>(社外)<br>(独立) | <p>2002年11月 (株)東京リーガルマインド入社</p> <p>2003年11月 中央青山監査法人 入所</p> <p>2006年7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2007年4月 公認会計士 登録</p> <p>2007年8月 税理士法人山田&amp;パートナーズ入所</p> <p>2010年6月 尾中直也公認会計士事務所 代表（現任）</p> <p>2013年1月 ONK総合会計コンサルティング(株) 代表取締役（現任）</p> <p>2016年6月 一般財団法人日本健康推進機構 監事（現任）</p> <p>2019年2月 (株)ボーダルア 社外監査役</p> <p>2020年4月 サウンドウェーブイノベーション(株) 監査役（現任）</p> <p>2020年6月 五洋インテックス(株) 社外取締役</p> <p>2021年8月 (株)レボルカ 監査役（現任）</p> <p>2024年6月 当社社外取締役（現任）</p> | 0株               |

#### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、公認会計士の資格を有し複数の会社で社外役員を歴任するなど、財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。その知見を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 尾中直也氏は、現に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）であります。新たに監査等委員である取締役の候補者としています。
2. 社外取締役（監査等委員）候補者の尾中直也氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。
3. 社外取締役（監査等委員）候補者の尾中直也氏は、現に当社の社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役（監査等委員）候補者である尾中直也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社と尾中直也氏との間では責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

6. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案をご容認いただいた場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果、インバウンド需要の伸長もあり、景気の緩やかな回復が見られました。一方、アメリカの新政権の動向、不安定な国際情勢、エネルギー価格や原材料費の高騰など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

学習塾業界におきましては、高校授業料無償化や入試制度の多様化、ICT技術の発展による教育のデジタル化などによって新たなビジネスチャンスが広がっており、経営環境の変化への迅速な対応が求められております。一方、少子化が進む中で、異業種からの新規参入やM&Aによる事業拡大など企業間競争は一層厳しさを増しており、他社と差別化された質の高いサービスへのニーズが高まっております。

このような外部環境におきまして、当社は創業以来、「生徒の成績を上げる指導を通じて社会に貢献します。」を経営理念として掲げ、成績を上げ志望校に合格させることを通じ、日本の未来を担う次世代の子供たちの可能性を無限に広げるべく、「最も生徒の面倒見がよく成績の上がる塾」を目指し邁進してまいりました。その結果、群馬県・栃木県・埼玉県及び東京都内に拠点を展開し、生徒数は2025年1月末時点で2万1,000名を超えるまでに成長いたしました。拠点数は、ゼミ部門で5月に坂戸鶴ヶ島校（埼玉県鶴ヶ島市）、東松山校（埼玉県東松山市）の2校舎を開校した結果、62拠点となりました。

当社では、対面での授業をメインとし、無料の補習や定期テスト対策、担任制による学習・進路指導を実施しているほか、欠席者にはオンライン授業を配信してフォローするなど、きめ細かなサポートを実施しております。また、トップ校向けの対策講座を新たに開講するなど、ニーズに応じた様々なサービスを展開しております。当事業年度における期中平均生徒数は、新規拠点の開設により19,289名と、堅調に推移いたしました。

当事業年度における売上高は、6,986百万円（前事業年度比8.1%増）、営業利益は1,492百万円（前事業年度比2.8%増）、経常利益は1,508百万円（前事業年度比5.0%増）、当期純利益は1,038百万円（前事業年度比3.2%減）となっております。

部門別の経営成績は、次のとおりであります。

＜ゼミ部門＞

ゼミ部門では、当事業年度における期中平均生徒数は15,694名（前事業年度比5.4%増）、売上高は5,295百万円（前事業年度比9.2%増）となりました。

＜ハイ部門＞

ハイ部門では、当事業年度における期中平均生徒数は2,723名（前事業年度比5.6%増）、売上高は1,138百万円（前事業年度比3.1%増）となりました。

＜ファースト個別部門＞

ファースト個別部門では、当事業年度における期中平均生徒数は873名（前事業年度比13.4%増）、売上高は552百万円（前事業年度比8.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は、645百万円であります。

その主なものは、当事業年度に開校した校舎の設備取得等117百万円、次年度以降に開校予定の校舎の土地取得等527百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、質の高い授業と面倒見の良さを子供たちに提供し、生徒の成績を上げる指導を通じて社会に貢献していくことを経営理念に掲げ、日々企業価値の増大を目指しております。現状の当社を取り巻く事業環境を踏まえ、以下を課題と認識し対応に取り組んでおります。

(教師の品質向上)

当社は全国から優秀な人材を正社員として採用し、長年現場で教師職として活躍してきた経験者を中心とした人材開発部において、最低でも2か月、長い場合には1年近くに及ぶ十分な研修を実施しており人材の育成を強化しております。また新人、ベテラン関係なく全教師に対して、生徒からのアンケート評価や本部による講義収録映像を通じた品質チェックを定期的に実施し、その結果を踏まえて改善指導を行っております。現在は新卒採用を強化し、長期的な視点で将来の幹部候補の育成を進めております。当社は最も重要な経営資源を「社員」であると考え、高品質な指導を生徒に提供していくため、今後も教師の品質向上に

取り組んでまいります。

#### (生徒への面倒見の更なる充実)

当社が掲げる生徒第一主義とは、当社に通塾している生徒が満足するサービスを提供していくことにありますが、その中でも「生徒の成績を上げる」ことが重要であると考えております。当社は面倒見の良さを自負しており、生徒の苦手分野について無料補習や定期テスト対策を実施し、数学・英語の授業ではアシスタント教師も加わり宿題や小テストの採点を行うなど、生徒一人一人への個別指導を提供しております。また、クラス毎に担任教師を置き、定期的な電話フォロー及び三者面談の実施など、生徒・保護者との信頼関係構築に努めております。当社は一人でも多くの生徒の成績が上がり当社に満足いただけるよう、サービス品質の向上に取り組んでまいります。

#### (高い成長性の実現)

当社は埼玉エリアを中心とした大型校舎の出店により事業拡大を進めておりますが、出店にあたっては優良な物件と教師の確保が鍵となります。物件開発力の更なる向上を目的とした開発課の新設や、インターンシップ及び内定者研修等の充実による採用力強化など、本部機能の拡充を進めてまいります。また、育成した社員が自律的にスキル向上に努め長く当社で活躍できるよう、働きやすい職場環境の提供による人材の安定化にも取り組んでまいります。

#### (企業ブランドの向上)

当社は、競合他社とは差別化した独自のサービスレベルの確立を目指し、企業ブランドの確立に取り組んでおります。生徒への対応をより深化させ成績向上や合格実績を積み重ねていくことのほか、集団と個別部門間のノウハウ共有による相乗効果の拡大やＩＣＴを活用したオンライン授業の展開など、新たな事業モデルの開拓も目指してまいります。また、インターネット広告を活用した認知度向上にも取り組んでおります。

外部環境の変化に対してサービス品質の向上に取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底により継続的な事業運営が可能となるよう、引き続き経営体制の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

| 区分         | 2021年度<br>第30期 | 2022年度<br>第31期 | 2023年度<br>第32期 | 2024年度<br>(当期) 第33期 |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売上高        | 5,888,548 千円   | 6,110,478 千円   | 6,463,042 千円   | 6,986,676 千円        |
| 経常利益       | 1,213,791 千円   | 1,246,979 千円   | 1,436,926 千円   | 1,508,890 千円        |
| 当期純利益      | 831,039 千円     | 838,186 千円     | 1,073,260 千円   | 1,038,819 千円        |
| 1株当たり当期純利益 | 82.60 円        | 83.31 円        | 106.23 円       | 102.37 円            |
| 総資産        | 7,498,129 千円   | 8,245,019 千円   | 8,974,616 千円   | 9,314,190 千円        |
| 純資産        | 5,267,866 千円   | 5,856,609 千円   | 6,812,312 千円   | 7,014,190 千円        |

(注) 2023年8月15日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。そのため、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事業        | 事業内容                         |
|-----------|------------------------------|
| ゼミ部門      | 小中学生を対象に中学受験、高校受験対策を行っております。 |
| ハイ部門      | 高校生を対象に大学受験対策を行っております。       |
| ファースト個別部門 | 小中高校生を対象に個別指導を行っております。       |

(8) 主要な事業所

<事務所>

| 名称   | 所在地            |
|------|----------------|
| 本社   | 東京都中央区京橋1-6-11 |
| 統括本部 | 群馬県太田市浜町10-53  |

<ゼミ部門>

| 所在地 | 教室数 | 名称                                                                              |
|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 群馬県 | 12  | 太田校、太田校東教室、木崎校、桐生校、館林校、大泉校、前橋校、前橋中央校、高崎校、高崎西校、伊勢崎校、渋川校                          |
| 栃木県 | 9   | 足利校、足利南校、佐野校、吉水校、栃木校、小山校、宇都宮校、宇都宮中央校、宇都宮東校                                      |
| 埼玉県 | 16  | 熊谷校、深谷校、大宮校、北大宮校、春日部校、本庄校、越谷レイクタウン校、草加校、桶川北本校、川口校、西大宮校、上尾校、北越谷校、岩槻校、坂戸鶴ヶ島校、東松山校 |

<ハイ部門>

| 所在地 | 教室数 | 名称                                                       |
|-----|-----|----------------------------------------------------------|
| 群馬県 | 6   | 太田ハイスクール、伊勢崎ハイスクール、前橋中央ハイスクール、高崎ハイスクール、桐生ハイスクール、館林ハイスクール |
| 栃木県 | 5   | 足利ハイスクール、佐野ハイスクール、栃木ハイスクール、小山ハイスクール、宇都宮中央ハイスクール          |
| 埼玉県 | 3   | 熊谷ハイスクール、熊女館ハイスクール、深谷ハイスクール                              |

<ファースト個別部門>

| 所 在 地 | 教室数 | 名 称                                  |
|-------|-----|--------------------------------------|
| 群馬県   | 2   | 太田教室、前橋教室                            |
| 埼玉県   | 2   | 大宮教室、越谷レイクタウン教室                      |
| 東京都   | 7   | 日本橋教室、東京教室、木場教室、白金教室、日暮里教室、三田教室、大塚教室 |

(9) 従業員の状況

| 従 業 員 数     | 前期末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 387 (625) 名 | 4名増 (34名増) | 37.0歳 | 7.4年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートは( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,124,215株 (自己株式87,035株を除く。)
- (3) 株主数 8,246名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                       | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 株式会社YMM                                                                                     | 4,535,000 株 | 44.79 % |
| 吉 原 俊 夫                                                                                     | 1,754,150   | 17.33   |
| 三 木 正 浩                                                                                     | 115,000     | 1.14    |
| 岩 渕 拓                                                                                       | 79,600      | 0.79    |
| 株式会社DMM. c o m証券                                                                            | 76,700      | 0.76    |
| B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R<br>B N Y M G C M C L I E N T A C C T S M<br>I L M F E | 66,198      | 0.65    |
| 上田八木短資株式会社                                                                                  | 58,900      | 0.58    |
| ワセダ従業員持株会                                                                                   | 56,136      | 0.55    |
| 吉 田 幸 次 郎                                                                                   | 46,800      | 0.46    |
| 協和青果株式会社                                                                                    | 41,400      | 0.41    |

(注) 当社は、自己株式87,035株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

|                  |                                                                              |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者              | 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、対象取締役）                                        |
| 株式報酬枠            | 年額60百万円以内                                                                    |
| 各取締役に対する株式報酬額    | 指名報酬委員会の審議・諮問を経て、取締役会において決定                                                  |
| 割当てる株式の種類及び割当の方法 | 当社普通株式を株式発行又は自己株式の処分の方法による                                                   |
| 割当てる株式の総数        | 年75,000株以内                                                                   |
| 払込金額             | 各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で取締役会において決定 |
| 譲渡制限期間           | 譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日まで                          |
| 譲渡制限の解除条件        | 譲渡制限期間の満了その他本契約上の譲渡制限解除の定めに該当した場合                                            |
| 当社による無償取得        | 譲渡制限付株式割当契約の無償取得事由の定めに該当した場合、当社は、本割当株式を無償で取得できる                              |

取締役、その他の役員に交付した株式の区別別合計

| 区分                          | 株式数     | 交付対象者数 |
|-----------------------------|---------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 8,965 株 | 4 名    |
| 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）      | —       | —      |
| 監査等委員である取締役                 | —       | —      |

## (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬へ充当することを主な目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の定めにより、2024年5月15日の当社取締役会決議に基づき、2024年5月16日から2024年6月5日の間、市場取引により、80,000株（発行済株式総数に対する割合は0.783%）の自己株式を総額85,812,300円で取得いたしました。

また、当社は、資本効率の向上及び株主還元の拡充を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の定めにより、2025年1月21日の当社取締役会決議に基づき、2025年1月22日から2025年3月31日の間、市場取引により、16,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は0.158%）の自己株式を総額16,278,400円で取得いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

| 氏名   | 地位           | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                 |
|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉原俊夫 | 代表取締役会長      |                                                                                                              |
| 佐藤 誉 | 代表取締役社長      |                                                                                                              |
| 柳澤武志 | 取締役          |                                                                                                              |
| 松尾有希 | 取締役          | 法務室                                                                                                          |
| 山崎晴也 | 取締役          | 管理部                                                                                                          |
| 川島渉  | 取締役          | 川島公認会計士事務所 代表<br>スクエア・コンサルティング株式会社 代表取締役<br>株式会社フォルム画廊 監査役<br>情報技術開発株式会社 社外取締役<br>株式会社稻毛自動車教習所 監査役           |
| 尾中直也 | 取締役          | 尾中直也公認会計士事務所 代表<br>ONK総合会計コンサルティング株式会社 代表取締役<br>一般財団法人日本健康推進機構 監事<br>サウンドウェーブイノベーション株式会社 監査役<br>株式会社レボルカ 監査役 |
| 藤井智  | 取締役（常勤監査等委員） |                                                                                                              |
| 鎌川拓哉 | 取締役（監査等委員）   | 鎌川税理士事務所 代表                                                                                                  |
| 吉村祐一 | 取締役（監査等委員）   | 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会 監事<br>特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ 東京 監事<br>大総合法律事務所 代表<br>株式会社STARTO ENTERTAINMENT 監査役    |

- (注) 1. 佐藤誉氏は、2025年1月1日付けで代表取締役社長に就任いたしました。
2. 柳澤武志氏は、2024年12月31日付けで代表取締役社長を辞任いたしました。
3. 2024年6月26日開催の第32回定時株主総会において、川島渉氏、尾中直也氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 五島康一氏は、2024年6月26日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。
5. 川島渉氏、尾中直也氏、藤井智氏、鎌川拓哉氏及び吉村祐一氏は社外取締役であります。当社は、5氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。
6. 監査等委員である取締役鎌川拓哉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度

の知見を有するものであります。

7. 監査等委員である取締役吉村祐一氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、藤井智氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、社外取締役全員と責任限定契約を締結しております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。なお、当該契約における限度額は法令の定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年6月26日開催の臨時取締役会において、取締役の個人別の報酬額の内容に係る決定方針を新たに決議しております。当該決定方針の内容は以下のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、各取締役の役割、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、確定額報酬である基本報酬と非

金銭報酬である株式報酬（社外取締役を除く。）とで構成する。

監査等委員である取締役の報酬は、確定額報酬である基本報酬のみで構成する。

#### ロ. 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、役位、職責、在任年数、他社水準、業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員の協議により、常勤・非常勤の別、業務分担等を総合的に勘案し、各人別の報酬額を決定するものとする。

#### ハ. 非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を付与するものとする。

譲渡制限付株式報酬として付与される当社の株式は、年75,000株以内とし、その総額は年額6,000万円以内とする。

#### ニ. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

各報酬の全体に占める割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となることを方針とし、各取締役の役位、職責、在任年数、業績等を踏まえた上で決定するものとする。

#### ホ. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月例の固定金銭報酬とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として取締役の任期中の職務に対する報酬として、その選任に係る定時株主総会終結後1か月以内に開催される当社の取締役会で決議され、その決議日の翌日から1か月以内に割り当てるものとする。

#### ヘ. 各取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責等に応じて、取締役会決議に基づきその具体的な内容を決定するものとし、特定の取締役その他の第三者にその決定を委任するものではない。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年6月20日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（決議当時の対象となる員数8名）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしております。また、2024年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入し、現行の取締役の金銭報酬とは別枠で年額60百万円以内（決議当時の対象となる員数5名）とすること、及び各取締役に対する具体的な支給時期及び配分については取締役会の決議によるものとしております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月20日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内（決議当時の対象となる員数3名）とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとしております。

## ③ 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                           | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                                |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 215,681<br>(5,660) | 208,562<br>(5,660) | —           | 7,119<br>(—) | 8<br>(3)              |
| 監査等委員である<br>取締役<br>(うち社外取締役)   | 13,455<br>(13,455) | 13,455<br>(13,455) | —           | —            | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給人員には、2024年6月26日開催の第32回定時株主総会の終結の日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。なお、表中の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 上記以外に、2024年6月26日開催の当社第32回定時株主総会において、役員退職慰労金支給制度廃止に伴い、打ち切り支給が承認可決され、今後、実際の退任日に支給されます。その支給予定額は取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名で710,138千円、監査等委員である取締役3名で2,178千円となっております。なお、当該合計額の712,317千円は、未払金として既に計上済みとなっております。
4. 上記以外に、役員退職慰労金を、2024年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して178千円支給しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職の状況については「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

###### 社外取締役 川島涉

当事業年度に開催された取締役会18回のうち当人の在任期間中に開催された14回全てに出席しました。主に公認会計士及び税理士としての経験や実績に基づく専門的見地からの発言（意見・質問）を行っております。

###### 社外取締役 尾中直也

当事業年度に開催された取締役会18回のうち当人の在任期間中に開催された14回全て

に出席しました。主に公認会計士としての経験や実績に基づく専門的見地からの発言（意見・質問）を行っております。

社外取締役 藤井智

当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査等委員会14回のうち全てに出席しました。県警本部での豊富な経験と幅広い見識を通して議案審議等に必要な発言（意見・質問）を行っております。

社外取締役 鎌川拓哉

当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査等委員会14回のうち全てに出席しました。主に税理士としての経験や実績に基づく専門的見地からの発言（意見・質問）を行っております。

社外取締役 吉村祐一

当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査等委員会14回のうち全てに出席しました。主に弁護士としての経験や実績に基づく専門的見地からの発言（意見・質問）を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 應和監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。（最終改訂 2023年6月19日）

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を実践するため、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス体制の整備及び推進を図る。
- (b) 部署の責任者は、所管部署のコンプライアンス体制の整備及び推進に努める。
- (c) 法令及び定款の違反行為を予防又は早期発見するため、内部通報に関する規程を定める。
- (d) 内部監査室は、法令等遵守の状況を監査する。
- (e) 当社の役職員に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育及び研修を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は、文書保存に関する規程を定めて管理する。
- (b) 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報を常時閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 経営上のあらゆるリスクについては、リスク管理に関する規程を定めて対応する。
- (b) リスク管理に係る体制について、継続的に改善活動を行うとともに、当社の役職員等に対して、リスク管理に係る教育及び研修を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、対処すべき経営課題や重要事項の決定について審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。

#### 5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会の要請に応じて対応することとし、その場合には、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。
  - (b) 監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、当該会議にて報告を受けるとともに議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人より説明を受けることができる。
7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (a) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
  - (b) 不利な取扱いを受けないことを内部通報に関する規程に定める。
8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - (a) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
9. その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 代表取締役、業務執行取締役等と定期的な情報交換を行う。
  - (b) 内部監査室と定期的な情報交換を行う。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (a) 金融商品取引法等に規定される財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用及び評価を継続的に行うことで、発生した不備に対して必要な是正措置を講じる。
11. 反社会勢力排除に向けた体制
  - (a) 当社は、反社会勢力との関係を根絶することを基本的な方針とする。反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定、具体的な対応を社内に周知し、反社会的勢力には毅然とした態度で対応し不当な要求には応じないものとする。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に積極的に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけた上で、将来的な事業展開及び経営基盤強化に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的かつ安定的な配当政策を実施することを基本方針としております。配当につきましては、累進的配当を予定しておりますが、毎年着実な成長により1株当たりの利益を増加させていくことで、増配を継続していくよう努めてまいります。自己株式の取得につきましては、株価水準、成長投資機会等を勘案して機動的に決定してまいります。

当事業年度につきましては、2025年5月15日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当金20円を含め、1株当たりの年間配当金を55円（前期比2円20銭増配）とさせていただきました。

### <期末配当に関する事項>

#### ①株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 配当総額354,347,525円

#### ②剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月12日

(注) 当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議に加えて、取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めており、2025年3月期の期末配当から決議機関を取締役会といたします。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,419,070	流動負債	1,409,630
現金及び預金	3,769,356	買掛金	35,912
売掛金	11,728	未払金	165,458
教材	30,658	未払費用	269,448
貯蔵品	17,851	未払法人税等	350,166
前払費用	100,799	契約負債	372,534
未収入金	388,404	預り金	86,803
その他	101,123	賞与引当金	30,177
貸倒引当金	△852	その他	99,128
固定資産	4,895,120	固定負債	890,370
有形固定資産	4,067,445	資産除去債務	168,511
建物	1,653,544	長期未払金	712,317
構築物	67,784	その他	9,541
車両運搬具	2,705		
工具、器具及び備品	24,367		
土地	1,869,557		
建設仮勘定	449,485		
		負債合計	2,300,000
		(純資産の部)	
		株主資本	7,013,928
		資本金	183,860
		資本剰余金	31,676
		その他資本剰余金	31,676
		利益剰余金	6,890,866
		利益準備金	45,965
		その他利益剰余金	6,844,901
		別途積立金	370,000
		圧縮積立金	1,198
		繰越利益剰余金	6,473,702
		自己株式	△92,474
		評価・換算差額等	261
		その他有価証券評価差額金	261
		純資産合計	7,014,190
資産合計	9,314,190	負債・純資産合計	9,314,190

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,986,676
売上原価	4,137,618
売上総利益	2,849,057
販売費及び一般管理費	1,356,190
営業利益	1,492,867
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	677
有価証券利息	3,819
地代家賃収入	10,489
雑収入	3,946
	18,960
営業外費用	
控除対象外消費税等	1,525
賃貸費用	1,186
雑損失	224
	2,936
経常利益	1,508,890
特別利益	
固定資産売却益	309
	309
特別損失	
固定資産除却損	361
	361
税引前当期純利益	1,508,838
法人税、住民税及び事業税	491,029
法人税等調整額	△21,010
当期純利益	470,018
	1,038,819

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
 (2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	183,860	34,173	34,173
事業年度中の変動額			
利益準備金の積立			
剰余金の配当			
当期純利益			
圧縮積立金の取崩			
税率変更による積立金の調整額			
自己株式の取得			
自己株式の処分		173	173
譲渡制限付株式報酬		△2,669	△2,669
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	△2,496	△2,496
2025年3月31日残高	183,860	31,676	31,676

(単位：千円)

	株主資本				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2024年4月1日残高	12,500	370,000	1,255	6,210,249	6,594,005
事業年度中の変動額					
利益準備金の積立	33,465			△33,465	—
剰余金の配当				△741,958	△741,958
当期純利益				1,038,819	1,038,819
圧縮積立金の取崩			△41	41	—
税率変更による積立金の調整額			△15	15	—
自己株式の取得					
自己株式の処分					
譲渡制限付株式報酬					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	33,465	—	△57	263,453	296,861
2025年3月31日残高	45,965	370,000	1,198	6,473,702	6,890,866

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	—	6,812,038	273	273	6,812,312
事業年度中の変動額					
利益準備金の積立		—			—
剰余金の配当		△741,958			△741,958
当期純利益		1,038,819			1,038,819
圧縮積立金の取崩		—			—
税率変更による積立金の調整額		—			—
自己株式の取得	△102,090	△102,090			△102,090
自己株式の処分	9,616	9,789			9,789
譲渡制限付株式報酬		△2,669			△2,669
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△12	△12	△12
事業年度中の変動額合計	△92,474	201,890	△12	△12	201,878
2025年3月31日残高	△92,474	7,013,928	261	261	7,014,190

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 教材

移動平均法

② 仕掛品・貯蔵品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～45年

構築物 3～20年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～15年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

授業料収入(講習会を含む)は、授業の実施月にかかる受講期間に対応して収益を計上し、教材収入は教材提供時に、また入塾金収入は受講期間に対応して収益を計上しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

取引価格は、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重大な金融要素、現金以外の対価などを考慮して算定しております。

取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っており、また、独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積っております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	80,171

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し、繰延税金資産を計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画の主要な仮定は、在籍生徒数の推移、生徒の一人当たりの単価、新規拠点の出店に伴う新規顧客の獲得等に基づく売上予測であり、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の解消時期や課税所得が見積

りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	4,067,445
無形固定資産	48,714
投資その他の資産（※）	24,106
減損損失	—

（※）敷金及び保証金のうち、原状回復費用に充てられるため、回収が最終的に見込めないと認められる金額となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、学習塾事業を営んでおり、各拠点を運営していくための教室設備や土地、建物、塾生管理システム等を保有しております。そのため、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各拠点を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フロー又は使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画の主要な仮定は、在籍生徒数の推移、生徒の一人当たりの単価、新規拠点の出店に伴う新規顧客の獲得等に基づく売上予測であり、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の損益やキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(資産除去債務)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
資産除去債務	168,511

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、本社及び各校舎の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。

固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、主に過去における原状回復工事の実績額や除去サービスを行う業者等第三者からの情報等に基づく予測であり、また、使用見込期間の主要な仮定は、主に過去の使用実績に基づく予測であり、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の除去費用や履行時期が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,664,607千円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末における発行済株式の数

普通株式 10,211,250株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	96,000	8,965	87,035

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

増加 2024年5月15日開催の取締役会決議に基づく、自己株式80,000株の取得によるものであります。

2025年1月21日開催の取締役会決議に基づく、自己株式16,000株の取得によるものであります。

減少 2024年7月22日開催の取締役会決議に基づく、当社の取締役に対する報酬としての自己株式処分によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	539,154	52.80	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月14日 臨時取締役会	普通株式	202,804	20.00	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 臨時取締役会	普通株式	繰越利益剰余金	354,347	35.00	2025年3月31日	2025年6月12日

(税効果会計関係に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費（資産除去債務）	56,350	千円
貸倒引当金	963	千円
賞与引当金	9,240	千円
長期未払金	224,522	千円
未払事業税	20,040	千円
未払事業所税	2,063	千円
契約負債	3,012	千円
一括償却資産	8,454	千円
減損損失	6,587	千円
未確定債務	4,147	千円
未払金	1,432	千円
前払費用	3,552	千円
株式報酬	2,244	千円
その他	1,729	千円
繰延税金資産 小計	344,343	千円
評価性引当額	227,098	千円
繰延税金資産合計	117,245	千円

繰延税金負債

資産除去債務	29,717	千円
減価償却中古資産	6,685	千円
圧縮積立金	551	千円
その他有価証券評価差額金	119	千円
繰延税金負債合計	37,073	千円
繰延税金資産純額	80,171	千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は1,068千円増加し、法人税等調整額が1,071千円減少し、その他有価証券評価差額金が3千円減少しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、資金調達については株式の発行等による方針であります。なお、一部の余剰資金については運用益を考慮して債券で運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、管理部において、月次単位で回収状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。債券については、格付けの高い社債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

短期貸付金、長期貸付金は、社員に対する貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主の状況の変化を把握できる体制となっております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は、その大半が2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次単位で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

預り保証金は、不動産賃貸借契約に係る敷金及び保証金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含めておりません（（注）を参照ください。）。「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「短期貸付金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	507,987	494,873	△13,114
その他有価証券	1,603	1,603	—
(2) 長期貸付金（※1）	2,250	2,240	△9
(3) 敷金及び保証金	171,918	161,835	△10,083
(4) 破産更生債権等	2,670	2,670	—
貸倒引当金（※2）	△2,204	△2,204	
	465	465	—
資産計	684,224	661,017	△23,207
負債			
(5) 預り保証金	9,541	6,965	△2,575
負債計	9,541	6,965	△2,575

(※1) 長期貸付金は、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(※2) 破産更生債権等に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	15,000

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,603	—	—	1,603
資産計	1,603	—	—	1,603

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券	—	494,873	—	494,873
長期貸付金（※1）	—	2,240	—	2,240
敷金及び保証金	—	161,835	—	161,835
破産更生債権等	—	—	465	465
資産計	—	658,948	465	659,414
預り保証金	—	6,965	—	6,965
負債計	—	6,965	—	6,965

(※1) 長期貸付金は、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(注1) 時価等の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。レベル3の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は主として校舎の賃借先に差入れているものであり、その運営が長期の展開となるため、返還時期は長期間経過後となります。これらの時価については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
ゼミ部門	5,295,024
ハイ部門	1,138,936
ファースト個別部門	552,715
顧客との契約から生じる収益	6,986,676
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,986,676

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、顧客との契約に基づく授業料、講習会等のサービスの対価として顧客から受領する前受金や、顧客との入塾契約に基づき受領する入塾金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しされます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は361,206千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	370,304
1年超2年以内	2,046
2年超3年以内	155
3年超	28
合計	372,534

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	692円81銭
1株当たり当期純利益	102円37銭

(重要な後発事象に関する注記)

(従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容の一部変更に関するお知らせ)

当社は、2025年3月24日付「従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(以下「2025年3月24日付プレス」といいます。)にて公表しましたとおり、当社従業員の一部を対象に譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しておりましたが、2025年5月15日開催の取締役会において、本制度の内容を一部変更することを決議しましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 変更の目的

当社は、本制度の対象となる当社従業員(以下「対象従業員」といいます。)に対して、2026年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで、本制度に基づき当社普通株式を付与することとしておりましたが、2025年3月期における当社業務に対して著しく貢献した社員に報いるために、対象従業員のうち一部の従業員(以下「特定対象従業員」といいます。)に対しては、2025年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで、その他の対象従業員に先んじて本制度に基づき当社普通株式を付与することとし、2026年3月期以降は、各事業年度における当社業務に対する対象従業員の貢献度その他の事情を加味したうえで、本制度に基づき当社普通株式を付与することができることといたしました。

2. 変更の概要

本制度の変更の概要は以下のとおりです。

項目	変更前	変更後
各対象者への当社普通株式の付与数を決定するための考慮要素	2026年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情	①特定対象従業員 2025年3月期及び2026年3月期以降の各事業年度における当社業務に対する貢献度その他の事情 ②対象従業員(特定対象従業員を含む) 2026年3月期以降の各事業年度における当社業務に対する貢献度その他の事情

本制度に関する当社普通株式の発行方法その他の事項は2025年3月24日付プレスに記載のとおりであり、本制度の具体的な内容は、当社取締役会において決定します。

（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ）

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年6月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,100株
(3) 処分価額	1株につき1,040円
(4) 処分総額	7,384,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	当社の従業員 7名 7,100株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、2026年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで、対象となる当社従業員（以下「対象従業員」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上に向けたより一層のインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、対象従業員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、2025年3月期における当社業務に対して著しく貢献した社員に報いることを目的として、対象従業員のうち一部の従業員（以下「特定対象従業員」といいます。）について、2025年3月期における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで当社普通株式を付与し、2026年3月期以降も同様とするとともに、他の対象従業員については、2026年3月期以降の各事業年度における当社業務に対する貢献度その他の事情を加味したうえで、本制度に基づき当社普通株式を付与するよう本制度の内容を一部変更することを決議しました。

当社は、本制度に基づき、特定対象従業員に対し、金銭報酬債権合計7,384,000円を付与すること、及び当該金銭報酬債権の現物出資により普通株式7,100株を割当てることといたしました。

本自己株式処分においては、割当予定先である特定対象従業員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分に当たっては、当社と特定対象従業員との間において、下記3.の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

特定対象従業員は、2025年6月30日（以下「本払込期日」という。）から2035年6月30日までの間本株

式について譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができないものとする（以下「本譲渡制限」という。）。ただし、本制度の趣旨に鑑み、特定対象従業員の付与時点での定年までの年数その他の個別事情を加味のうえ、譲渡制限期間に関して別途の期間を取締役会において決定することは妨げられない。

特定対象従業員は、譲渡制限期間中、付与を受けた本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

特定対象従業員が本払込期日から各本割当契約に定める期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 退任時又は退職時の取扱い

特定対象従業員が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、特定対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

特定対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本株式の全部を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数（120）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）に、当該組織再編等の承認時点において特定対象従業員が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、特定対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各特定対象従業員が保有する本株式の口座の管理に関する野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、特定対象従業員は、当該口座の管理の内容につき

同意するものとする。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である特定対象従業員に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第34期事業年度の報酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるもので、発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,040円としていることから、合理的で、また、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 早稲田学習研究会
取締役会 御中

應和監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	堀 友 善
業務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	澤 田 昌 輝
業務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社早稲田学習研究会の2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社早稲田学習研究会監査等委員会

常勤監査等委員 藤井 智 

監査等委員 鎌川 拓哉 

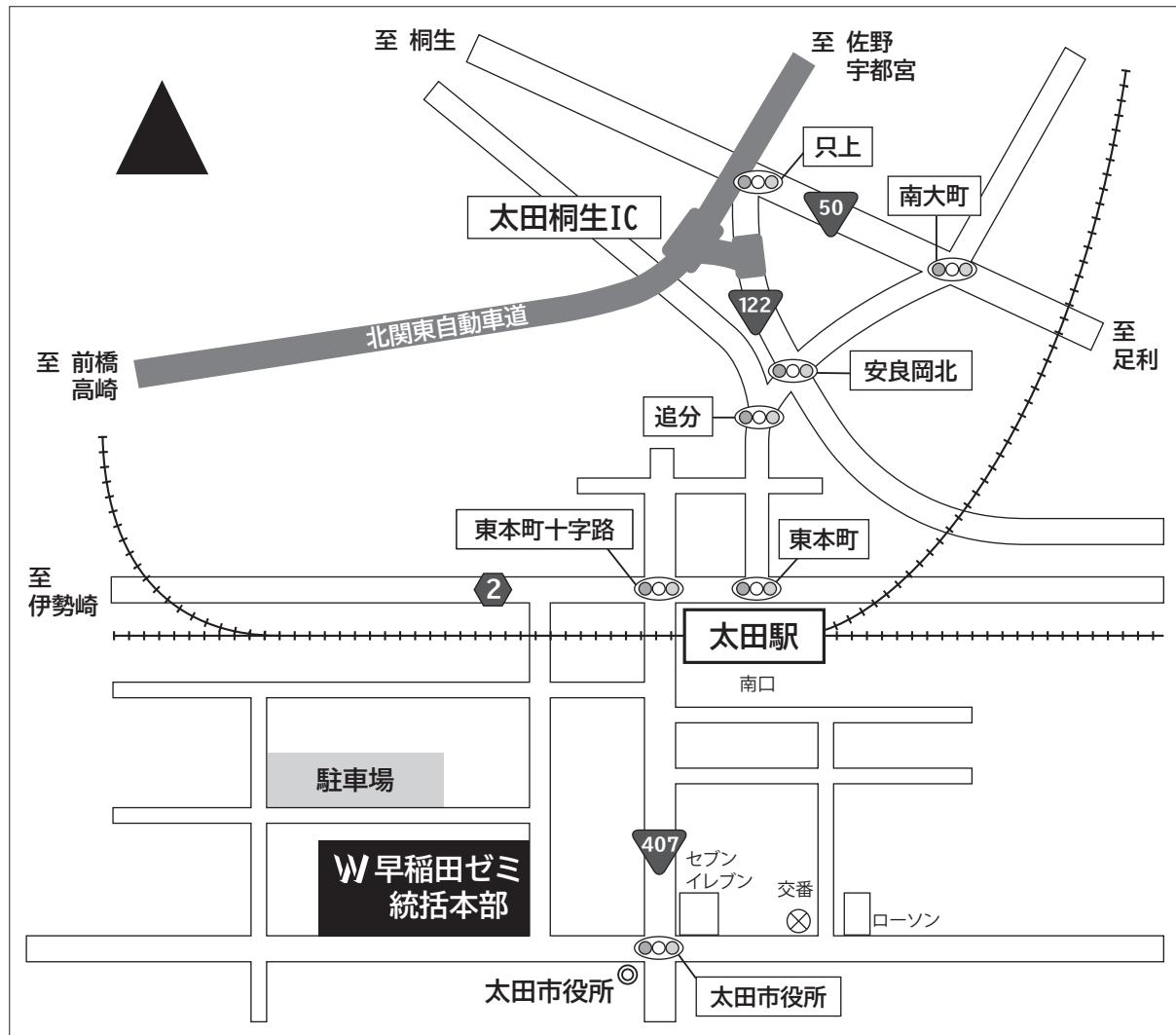
監査等委員 吉村 祐一 

(注) 監査等委員藤井智、鎌川拓哉及び吉村祐一は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 群馬県太田市浜町10-53
株式会社早稲田学習研究会 統括本部 5階 大ホール



- 会場最寄駅：東武伊勢崎線太田駅 徒歩8分
- お車でのご来場は、駐車場の数に限りがございますので、なるべく公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申しあげます。
- 株主総会会場の準備のため、ご来場者数を事前に把握したく、当日ご来場いただける方は、2025年6月23日（月曜日）午後7時までに、インターネット上の当社ウェブサイト専用ページへの登録にご協力お願い申しあげます。